議案第72号

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市火葬場設置及び管理条例(昭和58年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 公衆衛生その他公共の福祉に資するため、新居浜市火葬場(以下「火葬場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
新居浜市斎場	新居浜市磯浦町19番1号	

第3条第1項中「新居浜市斎場」を「火葬場」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

第10条中「自治法」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改める。

第11条第1項中「別表第1に定める火葬場のうち、新居浜市斎場」を「火葬場」に、「自治法」を「地方自治法」に改め、同条第2項中「新居浜市斎場」を「火葬場」に改

める。

第12条各号列記以外の部分中「新居浜市斎場」を「火葬場」に改め、同条第1号中「第3条第1項各号」を「第3条各号」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「新居浜市斎場」を「火葬場」に改める。

第13条中「新居浜市斎場」を「火葬場」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表 (第4条関係)

区分		単位	使用料	
			市内	市外
火葬室	12歳以上	1 体	無料	20,000円
	12歳未満	1体	無料	10,000円
	死産児	1胎	無料	4,500円
	手術肢体	10キログラム以内	2,200円	6,600円
	産汚物	10キログラム以内	2,200円	6,600円
霊安室		1回(2日以内)	1,100円	3,300円
式場		1回(3時間以內)	5,500円	16,500円
待合室		1室	無料	無料

備考

- 1 「市内」とは、使用者が市内に住所を有する者である場合又は死亡者が死亡時 に市内に住所を有していた者である場合をいい、「市外」とは、市内以外の場合 をいう。
- 2 手術肢体及び産汚物が10キログラムを超える場合の使用料の額は、この表に 定める使用料の額に、10キログラムを超える1キログラムまでごとに220円 を加算して得た額とする。

附則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

提案理由

施設の老朽化等に伴い、休止中の新居浜市大島火葬場及び新居浜市別子山火葬場を廃 止するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。